

令和5年11月1日

化学物質を取り扱う研究室

各位

環境保全センター

### 薬品等の別容器保管時（小分け保管等）の措置の強化について

労働安全衛生規則等の一部改正により、労働安全衛生法第57条でラベル表示が義務付けられている化学物質（674物質（令和5年10月時点））について、他の容器に移し替えたり、小分けして保管したりする場合、移し替え又は小分けした容器にも化学物質の名称及び人体に及ぼす作用等の明記が義務付けられました。

#### <ラベル表示の内容>

1. 基本事項（化学物質の名称、成分、作成者、作成日 等）
2. 危険性・有害性情報（皮膚刺激、眼刺激、神経系障害 等）
3. 貯蔵または取扱い上の注意（安定性及び反応性、関連法令 等）
4. 上記1～3の状況を表すGHSのピクトグラム 等

そこで、環境保全センターでは、対象物を小分けして保管などをする際の措置を強化するため、ラベルシールの案を作成いたしました。使用例を参考に、小分け容器等へのラベル表示にご活用下さい。

#### <ラベルシールの案及び対象物質一覧>

【文書管理】 > 341. 環境保全センター > 薬品管理資料 > 別容器保管関連

なお、ラベル表示に関わらず、使用場所への掲示や必要事項を記載した一覧表の備え付け、作業手順書によって伝達する方法等でも代用可能です。

（次ページ：ラベルフォーマットの使用例）

<使用例>

例1：250mL ガラス瓶に小分けして保管する場合の表示例



例2：バイアル瓶に小分けして保管する場合の表示例



ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

■■ お問い合わせ先 ■■

環境保全センター 担当：川瀬

内線：3351

e-mail：eco@adm.fukuoka-u.ac.jp